議案第１０３号

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月３０日提出

渋川市長　星　名　建　市

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年渋川市条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項第２号の次に次の１号を加える。

（２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第１１条第３項第３号の次に次の１号を加える。

（３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

第１３条第１項中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第１３条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。

理　由

　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改　　正　　案	現　　行
（職員） 第１１条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　（略） （２）の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 （３）　（略） （３）の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者 ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者 エ　外国の大学を卒業した者 （４）～（１０）　（略） ４・５　（略）	（職員） 第１１条　（略） ２　（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市若しくは同法第２５２条の２２第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　（略） （４）～（１０）　（略） ４・５　（略）
（虐待等の禁止及び通告等） 第１３条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ２・３　（略）	（虐待等の禁止及び通告等） 第１３条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ２・３　（略）